

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第13号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項本文中「前6項」を「前7項」に改め、同項ただし書中「おいては、」の右に「臨時的任用の期間に応じて」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、年の途中において新たに採用された教職員の年次休暇は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、採用前の経歴であって別に定める経歴を有する者においては、20日以内で別に定める日数を加えることができる。

別表第4(21)の項中「財団法人骨髄移植推進財団」を「公益財団法人骨髄移植推進財団」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)